

沿岸くろまぐろ漁業の届出制導入について

1. 趣旨

- (1) 平成22年3月の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）第15回締約国会議」において、大西洋くろまぐろの取引規制について議論されるなど、近年、国際社会においては、くろまぐろの資源管理に高い関心。
- (2) 我が国は、くろまぐろの最大の漁業国かつ消費国であり、その持続的利用に大きな責任を有する立場。こうした状況を踏まえ、太平洋くろまぐろの資源管理措置に我が国が率先して取り組むべきとの考えの下、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」（平成22年5月農林水産省プレスリリース）を公表。
- (3) くろまぐろに関係する漁業者が、協力しながらそれぞれの立場で資源管理に取り組むことが必要。この中で、曳き縄等の自由漁業について、「将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行するとともに、漁獲実績報告の提出を義務化」する方針。
- (4) 平成23年4月から、日本海・九州西広域漁業調整委員会にて、届出制を導入。同様に、太平洋広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会においても、平成24年から届出制を導入することによって、日本全国をカバー。

2. 仕組み

漁業法（漁業法第68条第1項）に基づく「広域漁業調整委員会の指示」による届出制。

3. 届出対象期間及び対象者についての考え方

- (1) 平成24年7月1日から平成25年12月31日までの期間内において、太平洋で「沿岸くろまぐろ漁業」を営もうとする者。
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」とは、動力漁船を使用してくろまぐろをとることを目的とする漁業。ただし、大臣又は知事等の管理下にある以下の漁業は、届出は不要。
 - ① 漁業権に基づく漁業（定置漁業）
 - ② 大臣許可・届出漁業（大中型まき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、かじき等流し網漁業等）
 - ③ 知事許可漁業（中型まき網漁業等）
 - ④ 海区漁業調整委員会指示による承認又は届出制の対象漁業（北海道、青森県等のはえ縄等）
- (3) 届出対象者の所属漁協において、一覧表方式による一括処理での届出手続も導入。

4. 届出の時期
平成24年4月1日から同年6月20日までに必要書類を提出。
5. 届出に必要な書類
 - (1) 必要書類
 - ① 届出書
 - ② 漁船登録謄本

* 届出書の記載事項に変更が生じた場合は、変更届出書等
 - (2) 書類の添付省略
使用する漁船について、漁船登録事務を所管する都道府県が漁船原簿に登録されていることを確認した場合には、漁船登録謄本の添付を省略可。
6. 漁獲実績報告書の提出
 - (1) くろまぐろの漁獲実績は、毎年の漁獲実績を翌年1月31日までに提出
 - (2) 届出対象者の所属漁協において、一覧表方式による一括処理での報告
手続も導入。
7. 届出書及び漁獲実績報告書の提出先
 - (1) 届出者から、届出者の住所の所在する都道府県の資源管理を担当している以下の水産庁の漁業調整事務所。下記以外の府県の届出者は、操業海域に応じて、当該海域を管轄する漁業調整事務所又は水産庁本庁に提出。

仙台漁業調整事務所 : 北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城
水産庁本庁 : 千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重
和歌山、徳島、高知、愛媛、大分、宮崎
 - (2) 広域漁業調整委員会に対する届出書及び漁獲実績報告書の提出に際しては、関係県及び関係漁協にとりまとめの協力を依頼。
 - (3) 提出された漁獲実績報告書は、行政施策の推進及び（独）水産総合研究センター国際水産資源研究所（静岡市）において資源評価の精度向上にも活用。
8. 公報等
指示発出後、官報掲載等を予定。都道府県の協力も得て周知。

太平洋広域漁業調整委員会指示第十二号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

平成二十四年三月十六日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 松岡 英二

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太平洋」 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める太平洋
- (2) 「沿岸くろまぐる漁業」 動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項に規定する定置漁業、同条第五項に規定する共同漁業、法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業、法第五十二条第一項に規定する指定漁業、法第六十六条第二項に規定する漁業、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業、同条第三項に規定する届出漁業、都道府県規則により都道府県知事の許可を受けて営む漁業及び法第六十七条第一項の規定に基づく指示により海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会の承認又はこれら委員会への届出を要する漁業を除く。）

2 届出

- (1) 平成二十四年七月一日から平成二十五年十二月三十一日の間に太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十四年六月二十日までに、別記様式第一号（漁業協同組合（以下「組合」という。）を經由して届出する場合にあっては別記様式第二号）による届出書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添え、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。
- (2) 前号の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号により委員会に変更の届出をしなければならぬ。この場合において、当該変更の届出が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を

添えなければならぬ。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(3) 前二号の届出は、その住所の所在する都道府県ごとに、別表の上欄に掲げる都道県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会事務局(以下「事務局」という。)に提出して行うものとする。なお、別表の上欄に掲げる都道県以外の都道府県に住所を有する届出者は、主たる操業海域の都道県の区分に応じ、当該海域を管轄する事務局に提出するものとする。

3

漁獲実績報告書

(1) 2の届出をした者は、当該届出に係る漁業の当年(平成二十四年にあつては、七月一日から十二月三十一日の間)の漁獲実績報告書を翌年一月三十一日までに事務局に提出しなければならない。

(2) 前号の漁獲実績報告書の様式は、別記様式第四号(組合を経由して提出する場合にあつては別記様式第五号)とする。

4

指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年四月一日から平成二十六年一月三十一日までとする。

別表

都道県名	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙
青森県	台市宮城野区五輪1-3-15仙
岩手県	台第3合同庁舎8階)
宮城県	
福島県	
茨城県	

宮崎県	大分県	愛媛県	高知県	徳島県	和歌山県	三重県	愛知県	静岡県	神奈川県	東京都	千葉県
<p>水産庁本庁 (〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1)</p>											

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

下記により、沿岸くろまぐろ漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1 使用する船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 船舶総トン数

2 漁業の方法 曳き縄・はえ縄・釣り・その他（ ）

3 操業海域

4 操業予定時期

5 主な水揚げ市場（又は漁協）

6 漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

都道府県確認印

- 備考
- 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。
 - 2 漁業の方法は、該当するものに○印をつけること。その他については、（ ）に具体的な漁法を記入すること。
 - 3 操業海域は、別図の区分（J1～J4、J10）を記入すること。

様式第三号

沿岸くろまぐろ漁業操業変更届出書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付けで届け出た沿岸くろまぐろ漁業操業届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後

2 漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

都道府県確認印

備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。

(別図)

